

げんき便り

平成二十年十一月
第十号（十一月三十日発行）



☆季節のぐい挨拶☆

秋から冬に向かう中、暖かい日があるかと思うと、シンとする寒い日もでてきました。

「風邪をひいた」という声も聞くようになりました。年末にむけて、忙しい日々になるかと思いますが、年末まで、元気に、駆け抜けたいものです。



法律の変わり目

最低賃金がかわりました。

十月に最低賃金が変わりました。埼玉県は七百二十二円（二十円アップ）、東京都は七百六十六円（二十七円アップ）です。最低賃金は、労働時間一時間当たり、最低でも支払うべき額ですが、通勤手当、家族手当、時間外手当等を含めずに算出しなければなりません。最低賃金の算出方法について詳しく知りたい方はご連絡下さい。



～ちよこっとコラム～

最近、山崎豊子さんの本にはまっています。久喜にある県立図書館に全集があり、「女の勲章」という本があったので、読んだところ、その強烈な文章に一気に引き込まれ、他には何を書いているのかと目録を見たところ、医学部の権力争いを書いた「白い巨塔」の作者であることがわかり、続けて読んでしまいました。「白い巨塔」は、数年前にテレビドラマになり、話題にもなったので、見た方もいるかと思いますが、私は、全く見ておらず、原作で、そのおもしろさにはまり、一気に読んだ後は、ドラマで誰がどんな風に演じているのか気になり、ぼちぼちDVDを借りて見たりしています。

面白いと思った作家の本は、引き続き他の本を探して読むことも多いのですが、山崎豊子さんは、「華麗なる一族」、「不毛地帯」など、様々な分野を深く掘り下げて書いているようなので、時間を見つけては読み進めていきたいな、と思っています。

発行者 〒346-0002
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810
社会保険労務士まつもと事務所
社会保険労務士
年金コンサルタント
ファイナンシャルプランナー
松本 陽子

TEL 0480-25-0378
FAX 0480-53-6432
メールアドレス yoko@matsumoto5.com
ブログ http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971
(女社労士松本陽子の法律問答)
自作ホームページ <http://matsumoto5.com/>

社会保険庁の処理がおかしいと思っ
たときは

年金の加入期間の問題が続いていますが、最近
は、それに加えて標準報
酬月額の改ざんが指摘さ
れています。

個人の感想ですが、
年金制度ができてから現
在までの年金法自体が、
年金が広く公平に国民に
行き渡るようになってい
ない点もあり、年金を受
ける権利、支給額等に格
差があると感じることが
あります。

昨今問題となっている
加入記録や標準報酬月額
の改ざんは、その法律ど
おりにすら運用されてい
なかった、どうこういっ
た問題が大きくなっている
と思います。

知っておきたい

年金の話

「年金の決定に不服が
あるときの申立て制度」

年金の不服申立 制度

ところで、年金記録問
題がクローズアップさ
れ、その審査期間とし
て「年金記録確認第三
者委員会」が、中央と
各道府県に設置され
ましたが、以前から「年
金の加入記録、標準報
酬、年金額がおかしい
のではないか？」とい
うときの審査期間とし
て、以前から、「審査請
求」という制度があり
ます。

審査請求とは

年金は、請求を行い、
社会保険庁が決定をす
るのですが、その決定
に納得ができないか
ら、その決定が正しい
のか調べて再度調べ
て、決定し直してほし

いときに、「審査請求」を
行うことができ、その決
定にも納得がいかないと
きは、「再審査請求」を行
うことができます。審査
請求は、各道府県にい
る社会保険審査官に対
して行いますが、再審査請
求は全国に一つある社会
保険審査会に対して行
います。

この審査請求では、「遺
族年金の資格がないから
年金を支給しないと決定
されたが、権利があるは
ずだ」「障害が軽いため障
害年金には該当しないと
されたが、そんなはずは
ない」など、様々なケ
ースを取り扱っています。
裁判とは異なり審査に費
用はかかりません。どう
しても納得がいかない、
というときは審査請求を
利用するのも一案です。



いじばの花束

今回は、ちよっぴり趣向を変
えて、こんな人は素敵だな、と
思う人について書きたいと思
います。それは、

『どんな仕事も楽しんで
やっている人』。

端から見たら相当しんどい仕
事を、「自分にとって勉強になる
から」と前向きに取り組んで
いる人を見ると、とても素敵だ
と思います。

締め切りが重なって、大変
だ!と思ったときには、「心から
その仕事をやりたかった『初
心』を思い出さなくちゃ、と思
っています。

秘するが花 六

世阿弥、ゼアミと読みます。親しみのある神秘的な響きではありませんか。能楽の祖といわれる観阿弥の子として生まれ、室町時代のもっとも華やかな時代、足利三代将軍義満に寵愛（?!）されて、能楽の全盛時期を過ごし、後世への指南書「風姿花伝書」を残しました。

晩年は、六代将軍義教になってから、迫害を受け、佐渡へ配流になるという苦難の生活を余儀なくされ、波乱万丈の一生といえます。この人生は利休と秀吉の関係にも似ていると思います。

「世阿弥元清」（野上豊二郎著）、「秀吉と利休」（野上弥生子著）、豊一郎さんと弥生子さんはご夫婦なのです。

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春



ちよこっとコラム パート2

○ 試験顛末記・・・第一種衛生管理者

10月に千葉県の市原市まで、労働安全衛生法に定められている「第一衛生管理者」の試験を受けてきました。第一種衛生管理者は、業種に限らず、従業員50人以上の事業所で選任が義務づけられており、通常業務のかたわら、労働者の健康管理などを行います。労働安全衛生法は、社会保険労務士が係わる法律であるため、知識を深めて、事業所の問い合わせに対応できるようにしたいと思い、受験してきました（無事、合格しました）。

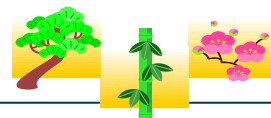
試験では、化学物質が体に及ぼす影響（＝健康障害）についても問われるため、「金属水銀は脳を標的にして、精神障害を起こす」とか、「ベンゼンは白血病を起こす」などを覚えるのですが、近年の石綿による肺がんのように、健康障害を及ぼすことが後から判明した物質もあるだろうと思うと、そのような労働者の方を気の毒に感じました。

試験会場の安全衛生センターまでは、電車で2時間、さらにバスで30分ほどの場所にあり、ちょっとした小旅行でした。



働く人の法律問答

従業員が出産するときの注意点



マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。

タケ社長 : 従業員のウメさんから、妊娠したと報告があったんだよ。出産しても、引き続き働きたいということなんだが、こちらとしては、どんなことに注意したらいいのかい？

マツ社労士 : そうですね。出産に関する「休み」と、その休みに関する「保険給付」の2点について、特に注意されると良いと思います。まずは、「休み」についてですが、「産前産後休業」と「育児休業」の2種類があります。産前産後休業は、出産前6週間、出産後8週間の休みを言います。

タケ社長 : それは必ず休んでもらう必要があるのかな。

マツ社労士 : 出産前6週間は、女性労働者が「休みたい」と希望したときに休ませる必要がありますが、希望がなければ働いてもらってかまいません。ただ、産後8週間については、原則として必ず休ませなければなりません。女性労働者が希望した場合でも駄目です。産後の休業は母体保護という意味もあるからです。

タケ社長 : なるほど。それでは、育児休業というのは産前産後休業と、どこが違うのかい？

マツ社労士 : はい。産後休業が終わってから子供が1歳になるまでの間に取れる休みのことを育児休業といいます。やはり希望があれば、与えなければなりません。この育児休業は、女性に限らず、男性も取ることができます。日本ではまだ、取得実績は少ないですが、男性が取得することを推進する会社も少しずつ出てきました。

タケ社長 : 時代も徐々に変わってきたんだね。ウメさんは、我が社の戦力だし、出産しても働いて欲しいんだよなあ。今から仕事の割り振りを検討しておこう。

今回は、出産・育児についての保険給付をメインに記載します。



編集後記

実家から届く野菜が、大根、ネギ、白菜といった冬野菜に変わってきました（その中になぜか、夏野菜のナスが入っていたりします：）。野菜は「食べる専門」とばかりにほとんど手伝いもせず、たまに必要な野菜を収穫しに行くのが行儀良く一列に鎮座している姿はちょっと芸術的だったりします。（周りの畑もよく育っていて、畑好きな人の多さがうかがえます。）スーパーでも鍋用スープの美味しいのが揃っていて、代わる代わる試しています。この週末は、大根、ネギ、キャベツ、豆腐、モツ、でモツ鍋を作りました。ピリ辛スープとマッチしておいしく戴けました。